

地方独立行政法人市立吹田市民病院の平成29年度計画における項目一覧

大項目	小項目	重点項目
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1 市立病院として担うべき医療	
	(1) 救急医療	○
	(2) 小児医療、周産期医療	
	ア 小児医療	
	イ、ウ 周産期医療	
	(3) 災害医療	
	(4) 高度医療	
	ア、イ 医療の高度専門化への対応	
	ウ、エ 脳卒中、心筋梗塞、糖尿病における機能分担	
	(5) がん医療の充実	
	(6) 予防医療	
	(7) 福祉保健行政との連携	
	2 質の高い医療の提供	
	(1) 安心安全な医療の提供	
	(2) 信頼される医療の実施	
	(3) 医療職の人材確保・養成	
	3 患者満足度の向上	
	(1) 職員の接遇向上	
	(2) 院内環境の快適性の向上	
	(3) 待ち時間の改善	
	(4) ボランティアとの協働	
	(5) 市民意見の活用	
	4 地域医療機関等との連携	
(1) 地域医療ネットワークづくり		
(2) 地域医療機関との機能分担と連携	○	

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	業務運営体制の構築	
	(1) 業務運営体制の構築	
	(2) コンプライアンスの徹底	
2	効率的・効果的な業務運営	
	(1) 適切かつ弾力的な人員配置	
	ア、ウ 医療環境に応じた人員配置	
	イ、エ 働きやすい職場環境づくり	
	(2) 予算執行の弾力化	
	(3) 人事給与制度	
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
1	経営基盤の確立	○
2	収入の確保と費用の節減	
	(1) 収入の確保	
	ア、イ 積極的な患者の受け入れ	○
	ウ、エ 適切な診療報酬の確保	
	オ 高度医療機器の活用	
	(2) 費用の節減	
	ア 材料費の抑制	
	イ 経費の抑制	
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
1	職員の意識改革	○
2	情報の提供	○
3	新病院移転計画への対応	○

<参考>

上記以外の項目

- 第1 年度計画の期間
- 第6 予算、収支計画及び資金計画
- 第7 短期借入金の限度額
- 第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
- 第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 第10 剰余金の使途
- 第11 吹田市地方独立行政法人法施行規則で定める業務運営に関する事項